



## 国会の召集と種類

「日本国憲法第7条並びに国会法第1条及び第2条の3によって、平成22年7月30日に、国会の臨時会を東京に召集する」。これは、先に召集された第175回国会の「召集詔書」の本文です。「召集」とは、衆参両院議員を国会に参集させ、国会を活動可能な状態にさせる行為のことで、内閣の助言と承認によってなされる天皇の国事行為です（憲法第7条）。召集は「詔書」をもって行われます。召集詔書は集会の期日を定めて公布し、議員は召集詔書に指定された期日に各議院に集会しなければなりません（国会法第1条、第5条）。また、召集理由や時期等により、国会は「常会」、「臨時会」、「特別会」の3種類に分けられ、その種別はそれぞれの根拠規定とともに召集詔書に記載されます。

常会は、毎年1回1月中に召集されます（憲法第52条、国会法第2条）。常会の召集時期は財政法上の予算の提出時期に合わせ、長らく「12月中」（昭和30年1月の国会法第5次改正までは「12月上旬」）とされてきました。しかし、実際には予算は12月中に提出されず、召集から約1か月間は自然休会となるのが通例でした。常会は当初会期が150日と法定されていることに加え（国会法第10条）、予算や多くの内閣提出法案は衆議院先議となることから、自然休会により参議院での審議時間は短くなってしまいます。そこで、参議院が提起する形で召集時期の見直しについて両院で検討を進め、第121回国会において召集時期を「1月中」とする国会法改正が実現しました（財政法も同時改正）。改正後初の常会である第123回国会が平成4年1月24日に召集されて以降、予算の提出時期とのズレが無くなり、常会冒頭の自然休会の問題は解消されました。

臨時会は、その名のとおり必要に応じて内閣が臨時に召集を決定することができますが、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば内閣には召集を決定する義務が生じます（憲法第53条）。従来から、臨時会は毎年秋ごろに召集されることが多く、去年は10月26日に召集されました。とりわけ参議院では、決算審査を後年度予算に反映させる取組の一環として、前年度決算の提出時期を11月20日前後に早めるよう内閣に要請し、平成15年度決算を皮切りに秋の臨時会から決算審査をスタートさせています。なお、臨時会は、任期満了による衆議院総選挙又は参議院通常選挙の後にも召集されることとなり（国会法第2条の3）、冒頭の第175回国会は後者に当たります。

特別会は、解散による衆議院総選挙の後に召集される国会のことを言います（憲法第54条、国会法第1条）。内閣総理大臣の指名が行われる重要な国会ですが、特別会という呼称は常会及び臨時会と区別するためのものであり、憲法上の用語ではありません。性質としては、召集詔書の公布時期や会期の議決、延長回数に関して同様の規定がある臨時会に近いと考えられます（国会法第1条、第11条、第12条）、特別会は常会と併せて召集することができます（同第2条の2）。これは特別会と常会の召集時期が重なった場合に備えて定められたものですが、両者には会期などに関する規定に違いがあることもあり、実際に特別会が常会と併せて召集された例はありません。

くわばら まこと  
(桑原 誠・議事部議事課)

編集者注…「国会キーワード」は、本誌第253号(平成18年4月)以降休載していましたが、本号より、年間6回程度を目途として連載を復活いたします。